

参考資料 **主な事業の概要**

1 地域生活の支援

(1) 相談支援体制の充実

* 各事業の実施予定年度を記載しておりますが、予算措置等によって、実施年度が変更になる場合があります。

事業・施策名	担当課	新 規 拡 充	事業又は施策の概要	実施予定年度				
				19	20	21	22	23
障がい者相談支援事業	障がい福祉課	拡充	在宅の障がい者及びその家族に対して、各種サービスの利用援助や情報提供、ピアカウンセリング等を総合的に行うことにより、障がい者の自立と社会参加の促進を図る。	●	●	●	●	●
障がい者相談員設置	障がい福祉課	継続	各地域の相談員によるピアカウンセリング等を通じて、障がい者やその家族に各種情報の提供及び、適切な支援等を行い、福祉の向上を図る。	●	●	●	●	●
障がい児(者)地域療育等支援事業	障がい福祉課	継続	在宅の重症心身障がい児(者)、知的障がい児(者)、身体障がい児の地域における生活を支えるため、各種サービスの利用援助、調整等を行うことにより、地域の在宅障がい児(者)及びその家族の福祉の向上を図る。	●	●	●	●	●
精神保健福祉相談事業	こころの健康センター	継続	精神障がい者及びその家族などの、精神疾患やストレスなどによる様々な精神的不安、不適応状態などに関する相談を行う。また、必要により、家庭などへの訪問指導を行う。	●	●	●	●	●
精神障がい者ケアマネジメント	障がい福祉課	継続	精神障がい者の地域での日常生活支援のため、精神障がい者関連事業や施設の利用などを有機的に結合し、自立と社会参加の促進を図るため、ケアマネジメントを実施する。	●	●	●	●	●
こころの健康推進事業	こころの健康センター	拡充	臨床心理士等によるうつ・ストレス相談や、うつ・ストレスに関するメンタルヘルスセミナー、関係職員研修、市民への意識調査、普及啓発等を行い、市民のこころの健康の増進を図る。	●	●	●	●	●
居住サポート事業	障がい福祉課	新規	障がい者が地域で自立した生活を送るため、相談や情報提供など、障がい者の住居の確保に必要な支援を行う。	●	●	●	●	●
地域活動支援センターへの支援	障がい福祉課	新規	障がい者がその有する能力および適性に応じ地域で活動できる場、また、身近な地域の相談窓口として、地域活動支援センター事業を実施し、障がい者の地域生活支援の促進を図る。	●	●	●	●	●
地域自立支援協議会の設置・運営	障がい福祉課	新規	地域の障がい福祉に関する関係機関のネットワーク構築や、困難事例への対応について定期的な協議を行う。	●	●	●	●	●
身体障がい者更生相談所の運営	身体障がい者更生相談所	新規	身体障がい者に関する専門的な相談や、更生医療・補装具についての判定などを行う「新潟市身体障がい者更生相談所」の事業運営を行う。	●	●	●	●	●
知的障がい者更生相談所の運営	知的障がい者更生相談所	新規	知的障がい者に関する専門的な相談や、医学的・心理学的な判定などを行う「新潟市知的障がい者更生相談所」の事業運営を行う。	●	●	●	●	●
こころの健康センター(精神保健福祉センター)の運営	こころの健康センター	新規	精神保健福祉センターに関する中核機関として、相談、研修、教育、研究等を行う「新潟市こころの健康センター」の事業運営を行う。	●	●	●	●	●

(2) 在宅サービスの充実

事業・施策名	担当課	新 継 続 項 目	事業又は施策の概要	実施予定年度				
				19	20	21	22	23
居宅介護等給付費 (ホームヘルプサービスの支援)	障がい福祉課	継続	在宅での支援が必要な障がい者に対し、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。	●	●	●	●	●
短期入所給付費 (ショートステイの支援)	障がい福祉課	継続	介護者の病気等により、障がい者が在宅での生活が一時的に困難になった時に、その期間施設に入所し、入浴、排せつ、食事等の介護を受ける。	●	●	●	●	●
共同生活介護・共同生活援助給付費 (ケアホーム・グループホームへの支援)	障がい福祉課	継続	障がい者が、地域で自立した生活を送ることを目的として、共同生活の場を提供し、世話人等による必要な介護及び支援等を行う。	●	●	●	●	●
生活介護給付費	障がい福祉課	継続	常に介護を必要とする障がい者に対し、昼間、入浴・排泄・食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する。	●	●	●	●	●
移動支援事業	障がい福祉課	継続	社会生活上、必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援する。	●	●	●	●	●
日中一時支援事業	障がい福祉課	継続	介護者が病気や介護疲れ等の理由で障がい者を日中のみ施設に預け、食事等の介護を受ける。	●	●	●	●	●
訪問入浴サービス事業	障がい福祉課	継続	在宅の重度身体障がい者のうち、施設入浴及びヘルパーによる入浴介助の困難な者に対して、自宅に訪問入浴車を派遣する。	●	●	●	●	●
居住サポート事業(再掲)	障がい福祉課	新規	障がい者が地域で自立した生活を送るため、相談や情報提供など、障がい者の住居の確保に必要な支援を行う。	●	●	●	●	●
生活サポート事業	障がい福祉課	継続	介護給付支給決定者以外の方に、日常生活に関する支援・家事に対する必要な支援を行う。	●	●	●	●	●
日常生活用具給付事業	障がい福祉課	継続	重度の障がい者(児)が、在宅での日常生活をより円滑に行えるよう、各種の日常生活用具を給付する。	●	●	●	●	●
補装具費支給事業	障がい福祉課	継続	身体機能を補完または代替する補装具を必要とする身体障がい者(児)に対し、その補装具の購入または修理に要する費用について、補装具費を支給する。	●	●	●	●	●
障がい者紙おむつ支給事業	障がい福祉課	継続	在宅で常時紙おむつが必要な3歳以上64歳以下の重度障がい者(児)に紙おむつを支給し、障がい者(児)の衛生を確保するとともに、介護者の経済的及び精神的負担を軽減する。	●	●	●	●	●
在宅難病患者紙おむつ支給事業	保健管理課	継続	在宅で常時紙おむつが必要な3歳以上64歳以下の特定疾患患者・小児慢性特定疾患児に紙おむつを支給し、患者の衛生を確保するとともに、介護者の経済的及び精神的負担の軽減を図る。	●	●	●	●	●
重度身体障がい者福祉電話設置事業	障がい福祉課	継続	一人暮らしの重度身体障がい者等に、日常生活の安全と社会活動の便宜供与をするため、福祉電話または特殊機能付き電話を貸与し、その費用の一部を助成する。	●	●	●	●	●
身体障がい者あんしん連絡システム事業	障がい福祉課	継続	一人暮らしの在宅重度身体障がい者に、緊急通報装置を給付し、緊急時に24時間体制で介護事業者による出動やサービス提供機関への連絡調整を行う。	●	●	●	●	●

自立支援医療(育成医療)の給付	健康衛生課	継続	身体に障がいのある18歳未満の児童で、医療を受けることにより、機能が回復し日常生活が送れる見込みのある児童を対象に、その障がいを除去、または軽減するために必要な医療を給付する。	●	●	●	●
自立支援医療(精神通院医療)の給付	障がい福祉課	継続	精神疾患(認知症、てんかんなども含む)で外来通院している方を対象に、継続的な治療の促進を図るために必要な医療を給付する。	●	●	●	●
精神障がい者入院医療費助成事業	障がい福祉課	継続	精神障がい者及びその家族の経済的負担を軽減し、治療の促進と福祉の増進を図るため、精神科での入院治療に必要な医療費の一部を助成する。	●	●	●	●
障がい福祉サービス利用者負担軽減事業	障がい福祉課	継続	障がい福祉サービスの利用者負担額が、平成18年4月より応能負担から定率負担へと改正されたことから、負担額を国基準額の2割減として利用者負担額の激変緩和を図る。	●	●	●	●

(4) サービス基盤の充実

事業・施策名	担当課	新継続	事業又は施策の概要	実施予定年度				
				19	20	21	22	23
障がい者施設・事業所の整備	障がい福祉課	継続	通所事業所や地域活動支援センター、グループホームなど、障がい者が地域で自立していくための、サービス基盤の整備・充実に努める。	●	●	●	●	●
精神障害者地域生活支援施設補助金	障がい福祉課	継続	精神障がい者の自立と社会復帰及び社会参加の促進を図るため、精神障がい者が気軽に交流できる地域生活支援施設「いこいの家」の運営費の一部を補助する。	●	●	●	●	●
障がい者小規模作業所運営費補助事業	障がい福祉課	継続	一般就労が難しい在宅の障がい者を対象に、自立に必要な生活支援や授産作業などを行う通所施設の運営を支援する。	●	●	●	●	●
精神障害者通所授産施設補助事業	障がい福祉課	継続	精神障がい者の自立と社会復帰及び社会参加の促進を図るため、精神障がい者が利用する通所授産施設の運営費の一部を補助する。	●	●	●	●	●
地域活動支援センターへの支援(再掲)	障がい福祉課	継続	障がい者がその有する能力および適性に応じ地域で活動できる場、また、身近な地域の相談窓口として、地域活動支援センター事業を実施し、障がい者の地域生活支援の促進を図る。	●	●	●	●	●
居宅介護等給付費(ホームヘルプサービスの支援)(再掲)	障がい福祉課	継続	在宅での支援が必要な障がい者に対し、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。	●	●	●	●	●
短期入所給付費(ショートステイの支援)(再掲)	障がい福祉課	継続	介護者の病気等により、障がい者が在宅での生活が一時的に困難になった時に、その期間施設に入所し、入浴、排せつ、食事等の介護を受ける。	●	●	●	●	●
共同生活介護・共同生活援助給付費(ケアホーム・グループホームへの支援)(再掲)	障がい福祉課	継続	障がい者が、地域で自立した生活を送ることを目的として、共同生活の場を提供し、世話人等による必要な介護及び支援を行う。	●	●	●	●	●
生活介護給付費(再掲)	障がい福祉課	継続	常に介護を必要とする障がい者に対し、昼間、入浴・排せつ・食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する。	●	●	●	●	●
福祉ホームへの支援	障がい福祉課	新規	障がい者の自立と社会復帰及び社会参加の促進を図るため、住居を必要とする障がい者に対し、低額な料金で居室を提供し、日常生活に必要な相談、支援等を行う福祉ホームの事業費を補助する。	●	●	●	●	●
障がい者福祉センター事業	障がい福祉課	継続	在宅の障がい者に対し、創作的活動やレクリエーションなどのサービスを提供するほか、浴室・プール・娯楽室の自由利用事業などを行なう。	●	●	●	●	●

(5) 地域生活を支える人づくり

事業・施策名	担当課	新継続拡	事業又は施策の概要	実施予定年度				
				19	20	21	22	23
精神障がい者デイケア	こころの健康センター	継続	精神障がい者に対するリハビリテーションとして、対人関係の改善、日常生活技術の習得や社会生活能力の向上を図り、地域生活への移行を支援する。	●	●	●	●	●
精神障がい者家族教室	こころの健康センター	継続	精神障がい者に関する病気や障がいについて知識を深め、また、家族相互の交流を図り、情報共有することにより、当事者への適切な援助技法を習得する。	●	●	●	●	●
精神保健福祉ボランティア講座	こころの健康センター	継続	精神障がい者と市民が協力し合える地域づくりを目指し、地域における精神保健福祉活動を推進する人材を育成し、もって、精神障がいに関する正しい知識の普及啓発を図る。	●	●	●	●	●
精神保健福祉人材育成事業	こころの健康センター	新規	精神保健福祉関係機関職員等に対する専門研修、及び普及啓発研修を行うとともに、企業、団体及び市民を対象に、地域における精神保健福祉活動を推進する人材を育成する。	●	●	●	●	●
老人精神保健福祉講演会	こころの健康センター	継続	老年期における心の健康(特に認知症やうつ等)に関する正しい理解を深めるとともに、予防に向けた生活リズムなど、市民を対象とした講演会を通して老年期における心の健康の保持増進を図る。	●	●	●	●	●
地域自立支援協議会の設置・運営(再掲)	障がい福祉課	新規	地域の障がい福祉に関する関係機関のネットワーク構築や、困難事例への対応について定期的な協議を行う。	●	●	●	●	●

(6) スポーツ・文化活動の振興及び余暇活動の支援

事業・施策名	担当課	新継続拡	事業又は施策の概要	実施予定年度				
				19	20	21	22	23
福祉バスの運行	障がい福祉課	継続	障がい者または障がい者団体の行う研修や社会参加を目的とする活動の際に、リフト付き福祉バス等を実行し、移動手段の面から障がい者の社会参加を支援する。	●	●	●	●	●
新潟市障がい者大運動会	障がい福祉課	継続	障がい者の「完全参加と平等」の達成を目指し、障がい者と健常者がスポーツやレクリエーションを通じて、親睦と友情の輪を広めるため、「障がい者大運動会」を開催する。	●	●	●	●	●
障がい者スポーツ体制の充実	スポーツ振興課	新規	前期：〇実態調査を行う。 後期：〇体制を整える。〇障がい者が身近に参加できる環境の充実。	●	●	●	●	●
全国障害者スポーツ大会選手派遣事業	障がい福祉課	新規	全国障害者スポーツ大会に新潟市を代表して出場する選手の派遣を行う。	●	●	●	●	●
新潟県障害者スポーツ大会開催事業	障がい福祉課	新規	県内の障がいのある選手が、日頃鍛えたスポーツの技を競う「新潟県障害者スポーツ大会」を、新潟県とともに開催する。	●	●	●	●	●
全国障害者スポーツ大会選手強化事業	障がい福祉課	新規	平成21年度に本県で開催予定の第9回全国障害者スポーツ大会に向けて、選手の育成を図るとともに、社会参加も促進する事業を実施する。	●	●	●	●	●
全国障害者スポーツ大会開催事業	障がい福祉課	新規	平成21年度に本県で開催予定の第9回全国障害者スポーツ大会を、新潟県とともに開催する。	●	●	●	●	●

障がい者スポーツ全国大会参加励励金支給	障がい福祉課	継続	国や公的団体が主催する障がい者スポーツ全国大会等の参加者に励励金を支給する。	●	●	●	●	●
障がい者福祉センター事業(再掲)	障がい福祉課	継続	在宅の障がい者に対し、創作的活動やレクリエーションなどのサービスの提供をほかに、浴室・プール・娯楽室の自由利用事業などを行なう。	●	●	●	●	●

(7) 情報提供・コミュニケーション支援の充実

事業・施策名	担当課	新継続拡	事業又は施策の概要	実施予定年度				
				19	20	21	22	23
コミュニケーション支援事業	障がい福祉課	継続	障がい者のため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に手話通訳者等の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図る。	●	●	●	●	●
点訳推進事業	障がい福祉課	継続	日常生活に必要な情報が不足しがちな視覚障がい者に対し、行政情報や一般刊行物を点字化して配布し、視覚障がい者の情報獲得の一助とする。	●	●	●	●	●
手話奉仕員・要約筆記奉仕員養成事業	障がい福祉課	継続	聴覚障がい者の社会参加のため、手話又は要約筆記の技術及び知識を修得した奉仕員の養成技術向上のための研修会を実施する。	●	●	●	●	●
手話通訳者設置事業	障がい福祉課	拡充	各区役所に手話等でコミュニケーションができる窓口相談員を配置する。	●	●	●	●	●
福祉サービスガイドブックの発行	障がい福祉課	継続	障がい福祉に関する制度やサービスなどについての情報提供を図るため、ガイドブックを発行する。「福祉のしおり」、「精神保健福祉情報ガイド」、「障がい福祉サービス利用者ガイドブック」	●	●	●	●	●
点字・声の広報	広報広聴課	継続	視覚障がい者や視力の弱い市民のため、市報の点字版や市報の内容を吹き込んだカセットテープを作成し、毎週郵送することにより市政情報を提供する。	●	●	●	●	●
手話付き広報テレビ	広報広聴課	継続	聴覚障がい者や耳の不自由な市民のために、市政テレビ番組「さわやか新潟」(月1回)、「さくら」や「新潟」(週1回)に手話通訳を付け、市政情報を提供する。	●	●	●	●	●
ホームページによる情報発信	広報広聴課	継続	政令指定都市への移行にあわせ、各ホームページを新規作成するとともに、さらに利用しやすいホームページとすためリニューアルを行う。ホームページの内容を充実させることはもちろん、高齢者や様々な障がいがある利用者にも、利用にあたって不自由さを感じることのないユニバーサルデザインに対応したホームページを作成する。	●	●	●	●	●
障がい者福祉センター事業(再掲)	障がい福祉課	継続	在宅の障がい者に対し、創作的活動やレクリエーションなどのサービスの提供をほかに、浴室・プール・娯楽室の自由利用事業などを行なう。	●	●	●	●	●
ITサポートセンターの設置の検討	障がい福祉課	新規	地域生活支援事業では、「障害者ITサポートセンター運営事業」は都道府県事業とされているが、市での設置について県との調整等を行う。	●	●	●	●	●

(8) 権利擁護の推進

事業・施策名	担当課	新継続拡	事業又は施策の概要	実施予定年度				
				19	20	21	22	23
成年後見制度利用支援事業	障がい福祉課	継続	判断能力が充分でない障がい者に対して、権利擁護及び法的地位の安定性を図るため、成年後見制度利用に係る費用を助成することにより、対象者の福祉の増進を図る。	●	●	●	●	●

障がい者相談支援事業(再掲)	障がい福祉課	拡充	在宅の障がい者及びその家族に対して、各種サービスの利用援助や情報提供、ピアカウンセリング等を総合的に行うことにより、障がい者の自立と社会参加の促進を図る。	●	●	●	●	●
法律相談の実施	障がい福祉課	継続	障がい者とその家族を対象として、相続、金銭、契約などに関する、弁護士による法律相談を実施する。	●	●	●	●	●

2 保健・医療・福祉の充実

(1) 障がいの予防と早期発見・早期対応

事業・施策名	担当課	新継続 実施	事業又は、施策の概要	実施予定年度				
				19	20	21 22 23		
乳幼児健康診査	健康衛生課	継続	乳幼児に対し、身体発育・運動発達・精神発達・歯科などについて健康診査を実施する。また、子育てやことばの発達、食生活の助言及び歯科保健指導などをあわせて実施する。	●	●	●	●	●
車いす身体障がい者健康診査事業	障がい福祉課	継続	褥瘡、変形、膀胱機能障がい等の二次障がいの予防のため、車いすを常時使用する在宅の身体障がい者を対象に、委託医療機関での健康診査を全額公費負担で実施する。	●	●	●	●	●
老人精神保健福祉講演会(再掲)	こころの健康センター	継続	老年期における心の健康(特に認知症やうつ等)に関する正しい理解を深めるとともに、予防に向けた生活リズムなど、市民を対象とした講演会を通して老年期における心の健康の保持増進を図る。	●	●	●	●	●
訪問指導事業	健康衛生課	継続	療養上の保健指導が必要な人に対して、保健師・看護師などが訪問し、本人及び家族に対し必要な保健指導及び栄養指導を行い、心身機能の低下の防止と健康の保持増進を図る。	●	●	●	●	●
幼児ことばとこころの相談センターの運営	障がい福祉課	継続	ことばやこころの発達に心配や遅れのある幼児の相談に応じ、障がいの早期発見や支援を行う。個人支援と集団支援を実施。	●	●	●	●	●
ひしのみ園の運営	障がい福祉課	継続	知的障害児通園施設において、こころや身体の発達に心配や遅れのある就学前の児童に対し、早期療育を行う。	●	●	●	●	●
児童相談所の運営	児童相談所	新規	政令指定都市に必要である児童相談所を開設・運営することにより、専門的な相談・判定機関として、障がい児の支援を行う。	●	●	●	●	●

(2) 医療及びリハビリテーションの充実

事業・施策名	担当課	新継続 実施	事業又は、施策の概要	実施予定年度				
				19	20	21 22 23		
機能訓練事業	健康衛生課	継続	40歳～64歳で心身の機能が低下している者に対し、心身機能の維持回復に必要な訓練を行うことにより、閉じこもりを防止し、日常生活の自立を助け、介護を要する状態になることを予防する。	●	●	●	●	●
障がい者要介護者等歯科保健事業(再掲)	健康衛生課	継続	在宅寝たきり者及び在宅重度心身障がい者(者)を対象に、歯科医師の訪問による健診・指導及び診療を実施することにも、介護保険サービス対象外の人も対象に歯科衛生士の訪問による歯科保健指導を実施する。若小規模通所施設等で、歯科健診及び指導を実施する。	●	●	●	●	●
療養介護給付費	障がい福祉課	継続	医療と常時介護を必要とする障がい者(筋ジストロフィー患者又は重症心身障がい者)に対し、医療機関で機能訓練・療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行う。	●	●	●	●	●